

経営支援センター事業 企業共同研究モデル事業実施要領

(平成31年4月1日改正)

この要領は、「岩手県内に主たる事業所を持つ建設業許可業者（以下「建設業者」という）」が複数で構成する共同したグループまたは建設業者1者以上と他業者において実業を営む者からなる共同したグループ（以下「共同研究グループ」という）をつくって実施する経営革新の取り組みに対する支援事業の実施要領を定めたものである。

1 事業の概要

- ・「建設業者」が代表となり、以下の要件を満たす「共同研究グループ」をつくって、モデル的とみられる経営革新の取り組み実施する場合、その取り組みに係る活動経費を支給する事業

2 事業の対象

- ・以下のいずれにも該当する取り組みを支援対象とする。
 - ①岩手県内に主たる事業所を持つ建設業許可業者が複数で構成する共同したグループまたは建設業者1者以上とそれ以外の業者において実業を営む者からなる共同したグループ、かつグループの代表が建設業者であること
 - ②建設業者の経営革新（経営基盤強化、新分野・新市場開拓等）に寄与すると認められる取り組みであること（※1）
 - ③取り組みの進捗段階が「調査検討」「準備」「着手」のいずれかに当たること（※2）
（※1）既に他で取り組まれているものであっても、当該建設業者にとって新しい取り組みであればよい
（※2）「実施段階」の取り組みは対象としない。ただし、実施済み事業の中の特定分野について「調査検討」「準備」「着手」しようとする場合は対象とする。
既存の商品の改良に共同で取り組みを進めようとする場合は対象とする。

3 補助経費の内容

- ・活動経費の2分の1に相当する額以内の額に当たる金額を、1件当たり45万円を限度として支給する。
- ・支給対象とする活動経費は以下のとおり。

- ①講師謝金・専門家報酬（研究者・専門家等の派遣費・委託費）
- ②調査費（研究に係る調査・ヒアリング等の実費、研修会参加・調査・視察等に係る交通・宿泊費の実費、研究に係る機械等の借上費の実費 ※レンタカーも含む）
- ③会議費（会場使用料・資料印刷等の実費）
- ④その他必要と認められる経費

（注）人件費、飲食の経費および事業の関連性が薄い経費は認めない。

- ・活動経費は、原則として事業終了後に、共同研究グループの代表者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。ただし、事業期間または経費の額を考慮して事業途中で支給する場合がある。

4 作成すべき資料および手続き

①作成資料

申請

- ・実施申請書を岩手県建設業協会へ提出

事業終了

- ・事業経過報告書および活動経費請求書
経費の証拠書類（請求書、領収書）
事業報告書
事業を実施している段階での写真、その他資料

②手続きは以下の手順による。



5 問い合わせ先

一般社団法人岩手県建設業協会 経営支援センター
〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設会館 3階
電話 019-653-6111 ファックス 019-653-6113 メール soudan@iwaken.or.jp
担当 小原・藤村